シークエンス解析サービスの実施にあたっての同意書

申請者は、シークエンス解析サービスを実施するにあたり、東京大学大学院新領域創成科学研究科附属生命データサイエンスセンターシークエンス解析サービス利用規程の各項について同意し、また、下記の各確認項目に同意するものとする。

本申請課題は個人のゲノム情報を含む試料である

（※ヒト試料の解析の場合は「該当する」へ✓をお願いします）

[ ] 該当しない。

[ ] 該当する。

前項が該当する場合、

[ ] 本申請課題のヒト試料については、申請者が所属する機関の倫理審査委員会によってすでに承認を得ている。

[ ] 特段の理由から、倫理審査委員会での承認を必要としないヒト試料については、別途担当者に申し出る。

研究経費の支払

[ ] 申請者は当センターまたは当センターが所属する部局が発行する請求書に従って、定められた支払期限までに経費を支払う。

[ ] 申請者が前項に規定される支払期限までに前項の経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、民法第４０４条及び第４１９条に定める率により計算した遅延利息の支払に申請者は応じる。

（ただし、履行を延期する債権の残高が百万円未満の場合、又は、計算された遅延利息が千円未満の場合は、遅延利息を付さないことができる。）

活動状況報告のための本申請課題の一部開示の要請

[ ] 当センターの活動状況の報告を目的として当センターが本申請課題の一部の開示を求めた場合、申請者が同意した課題に限り、当センターはそれらを開示できることとする。

解析データの破棄

[ ] 解析データは申請者へと返却する。当センターは申請者への事前予告なく返却済データを破棄することとする。

以上の項目につきまして同意いたします。

2025年　月　日

　　　　　　　　　　　　　（申請者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　機関名

職位・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　印